

障害者権利条約 講演会

手話通訳
要約筆記
あり

2019年2月20日(水) 12:30~16:00

会場:ハーモニーホール座間【小ホール】

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番2号

第1部 講演会 12:40~14:10

「障害者権利条約について」

講師:内嶋 順一

みなと横浜法律事務所 弁護士



第2部 シンポジウム 14:25~15:55

「差別の実態と合理的配慮」

シンポジスト:肢体障害関係者 聴覚障害関係者 内部障害関係者

知的障害関係者 精神障害関係者

受付: 12:00より行います。
対象: 神奈川県内(横浜市・川崎市を除く)在住の方
定員: 200名
参加費: **無料**
申込方法: **裏面参加申込書**に必要事項をご記入の上、FAX
または郵送にてお申込みください。



神奈川県

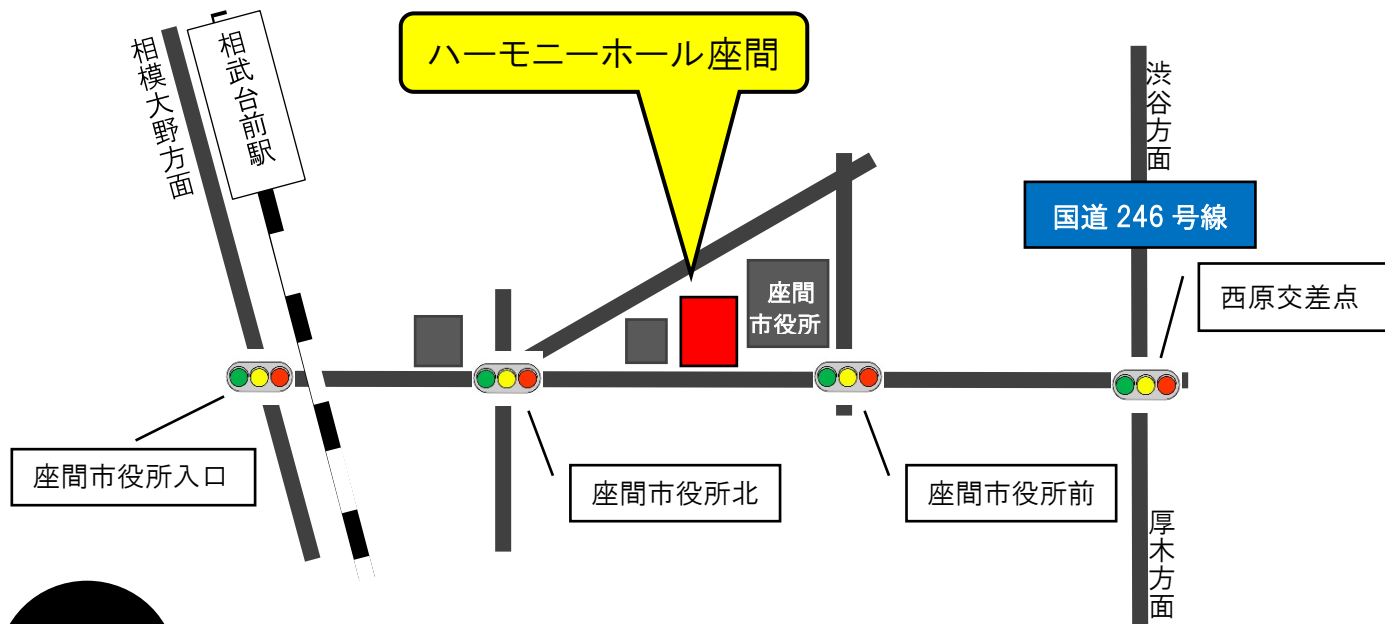
主催:神奈川県 後援:(福)神奈川県社会福祉協議会
お問い合わせ:神奈川県障害者社会参加推進センター
TEL:045-311-8744 FAX:045-316-6860

平成31年2月6日(水)までにFAXでご送信くださいますようお願い申し上げます。

障害者権利条約講演会 ～申込用紙～

アクセス

・小田急線「相武台前駅」から徒歩15分。



申込先

神奈川県障害者社会参加推進センター

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2神奈川県社会福祉会館内

TEL:045-311-8744 FAX:045-316-6860

H P: <http://kanagawa-kenshinren.or.jp/> ※HPから申込書をダウンロードできます。

所属

連絡責任者

電話番号

氏名	障害の有無 有の方は障害名記入	必要な方は○をつけてください。			備考
		手話通訳	要約筆記	点字資料	

※障害の欄には、肢体・車椅子・聴覚・視覚・知的・精神・内部・音声・言語のいずれかを記入。

『障害者権利条約』講演会実施要領

- 1 目 的 障害者権利条約の批准にあたり、本条約の理解、また差別の実態と合理的配慮について意見交換し、障害関係者並びに一般県民に対し、啓発と理解を促進することを目的とする。
- 2 主 催 神奈川県・神奈川県障害者社会参加推進センター
- 3 後 援 (福) 神奈川県社会福祉協議会
- 4 日 時 平成31年 2月20日(水)
- 5 場 所 座間市立市民文化会館(ハーモニーホール座間)
神奈川県座間市緑ヶ丘1丁目1番2号
- 6 内 容 12:30～ 開会
【第1部 講演】
12:40～14:10
「障害者権利条約について」
<講師/コーディネーター>
みなと横浜法律事務所 弁護士 内 嶋 順 一 氏

【第2部 シンポジウム】
14:25～15:55
テーマ「差別の実態と合理的配慮について」
【シンポジスト】
平塚市肢体障害者福祉協会 会長 相原 貞雄氏
公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会 理事 堀内 昭夫氏
日本オストミー協会神奈川支部 支部長 須田 紗代子氏
社会福祉法人光友会神奈川ワークショップ 利用者 長谷川 大矩氏
精神障害者関係者

16:00～ 閉会
- 7 対 象 者 県内在住(横浜・川崎)を除く200名程度
- 8 参 加 費 無料
- 9 参加申込 別紙申込書により、平成31年2月15日(金)までに事務局まで申込下さい。なお申込は先着順となります。締切前に応募人数に達した時点で、募集を締め切らせていただきますのでご注意ください。
- 10 連絡先 神奈川県障害者社会参加推進センター事務局(神奈川県身体障害者連合会内)
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
TEL 045-311-8744 / FAX 045-316-6860